

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和3年2月10日（水）
午後1時30分
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）について

令和2年6月4日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

陳情者
山陽小野田市小野田 3929 C-202
樋口 晋也

陳 情 書

陳情主旨・内容

深 井 篤 農林水産課長の公務員法違反事件について

市経済部次長兼農林水産課長（当時：以下、同じ）深井篤氏が2019年3月20日に小野田中央青果株式会社及び株式会社小野田青果販売の代表取締役役に就任したことは地方公務員法第38条違反です。

深井氏は2019年5月27日の委員会で「社長就任は緊急避難的措置」と問題ない旨の答弁をしています。しかし2019年3月20日の取締役会の時点で市長の許可は得られておらず、公務員としてその場では社長就任を保留するか、断る立場にあったにもかかわらず、その場で就任を受け入れたことは公務員の職権の域を超えております。市長から事前承認の無い中で自己判断での受任は、市長が後にその兼業を追認はしているといえど、黙認されるべき事案ではなく事件であると考えております。

よって山陽小野田市議会に下記2点について陳情いたします。

記

- ① 地方自治法第100条に基づく調査委員会による公務員法違反について調査の実施
- ② 本件公務員法違反者の適正な処分を執行部に求めること

陳情理由

地方公務員法第38条-1では職員は、任命権者の許可を受けなければ、私企業を営み、従事してはならないとあります。しかし任命権者の許可だけではなく次の3つの要点を満たす必要があります。

- 1、兼業により本業の効率が落ちないと認められること
- 2、兼業の勤務先と、公務員としての勤務先との間に利害関係がなく、今後も利害関係が生じる可能性がないこと
- 3、公務員の社会的信頼や品位を損ねることがないこと

上記1について、深井氏は社長業を「勤務時間外に行っている」と議会において答弁していますが、深井氏は嘘をついています。深井氏は株主との打ち合わせや、弁護士への相談を勤務時間中に行ったり、小野田中央青果(株)に何度も出向いたりしています。また平日の日中に取締役会も開催しております。このことは取締役会の全員が承知しているところです。即ち深井氏は本業と兼業の区別がついておらず、時間的なことのみを見ても上記1に反し本業の効率が落ちていたと言えます。

上記2について、深井農林水産課長は、山陽小野田市地方卸売市場の管理責任者である一方で、市場の卸売業者小野田中央青果(株)の社長を務めていたこと。即ち行政として指導する立場の深井農林水産課長が、その指導を受ける小野田中央青果(株)の社長であること。ここに利害関係があることは明確です。

さらに、深井氏が社長を務める(株)小野田青果販売の業務は一般のスーパーや小売店への卸売業を行っており、これは農林水産課を窓口として市が許可を出している仲買人の業務と競合しています。実際に2019年3月20日から5月末日まで山陽小野田市地方卸売市場の仲買人と競合し仲買人の仕事を奪っていました。これらのことから、上記2に反する利害関係があったと言えます。

上記3について、深井氏が社長に就任し1年後に小野田中央青果(株)の破産の申し立てがなされました。いわゆる倒産です。指導を行うべき農林水産課長の立場でありながら、最高経営責任者として倒産の判断をしたことについて市場関係者や多くの市民は、市が小野田中央青果(株)を倒産させたと思っている事実があります。これは上記3に反し公務員の社会的信頼を損ねていると言えます。

以上の理由により、議会による公務員法違反事件の調査及び処分を執行部に求めることを陳情いたします。

以上

